

副業・兼業マッチング支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県内事業者がプロフェッショナル人材を副業・兼業により活用することを支援するため、副業・兼業マッチング支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県産業労働部労働政策課所管補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの要領で定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) プロフェッショナル人材（以下「プロ人材」とする。）

専門的な技術や知識を有し、県内企業の成長戦略の実現化していく能力を有する人材。

(2) 副業・兼業人材

(1)であり、雇用契約、委任契約、業務委託契約等に基づき、職務や期限を限定して仕事を行う者であり、契約期間は5か月を上限とする。

(補助対象事業者)

第3条 この事業の対象者は、福井県内に事業所等を有する事業者であり、ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点を通じて副業・兼業形態でマッチングした者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者としない。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。

(2) 国または地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、または受けようとする。）をした事業主でないこと。

(3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）および性風俗関連特殊営業またはこれらの営業を受託して営業を行う事業主でないこと。

(4) 国、県または市町が出資による権利を有する事業主でないこと。

(5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業主でないこと。

(6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業主でないこと。

(7) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる事業主でないこと。

(8) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる事業主でないこと。

(9) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業主でないこと。

- (10) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業主でないこと。
- (11) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから宣言の登録を行い、登録企業リストに掲載されていること。
- (12) 福井県労働政策課の募集する「社員ファースト企業宣言」において、「賃金の引き上げ」を含む取組の宣言の登録を行っていること。
- (13) これまでに、ふくいプロフェッショナル人材総合戦略拠点を介して副業・兼業のプロ人材を活用したことがないこと。
- (14) 該当の副業・兼業プロ人材については、プロフェッショナル人材総合戦略拠点を通じて受け入れた人材であること。

(補助対象経費および補助金の額)

第4条 この補助金の対象経費、補助金額等は別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、副業・兼業人材の従事開始日の10日前または従事開始日が属する年度の1月30日までのいずれか早い日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の申請書の内容を以下の項目について総合的に審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に対してすみやかに補助金の交付決定を行うものとする。

(1) 副業・兼業人材が従事する業務の内容、計画

(2) 移動経路・宿泊先の妥当性

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、補助対象外とする。

(1) 補助事業の内容が公序良俗に反し、またはそのおそれがあること

(2) 補助事業の内容や補助対象者と副業・兼業人材との契約関係等が関係法令に違反し、またはそのおそれがあること。

3 知事は、補助金の交付決定を行うにあたり、補助事業の目的を達成するために必要がある場合には、補助事業の内容について修正を求め、または条件を付することができる。

4 交付決定の内容及びそれに付した条件については、申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときには、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた補助事業者(以下、「補助事業者」という。)は、事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

①補助事業経費の総額20パーセント未満の金額の変更

②補助の目的に影響を及ぼさない範囲での補助事業内容の変更

(2) 補助事業者は、事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示

を受けなければならない。

- (4) 補助事業者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿および証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

(指示および検査)

第8条 県は、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日もしくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日または補助事業に係る県の会計年度における3月16日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条の規定に基づき、交付請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第6条の規定により交付決定を行った補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不適当と認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領日から知事が定める納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。また、補助金の返還を命ぜられ、納期日に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納にかかる金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 この要領は、令和7年5月12日から施行する。

第4条関係 別表1

○補助対象経費・補助率・補助限度額・補助対象期間

補助対象経費	・県内事業者が副業・兼業人材の初回活用に伴い発生する以下の経費 (1) 当該副業・兼業人材への報酬 (2) 人材紹介会社へ支払う紹介手数料 (3) 副業・兼業人材が県内事業所を訪れて業務に従事する場合に、事業者が負担する副業・兼業人材の移動費で、旅費支給規定等の合理的な基準に基づき当該人材に支給された費用（交通費および宿泊費） ※交通費は公共交通機関を利用した場合に限るものとする。 ただし、タクシーは除く。 ※振込手数料、公租公課（消費税及び地方消費税）は対象外とする。 ※食費は対象外とする。宿泊費に食費が含まれている場合は、食費相当額を減額するものとする。
補助率	・補助対象経費の10分の8以内（ただし1,000円未満は切り捨て）
補助限度額	・1社1人あたりの補助限度額 35万円 ※1万円未満の場合は対象外とする。
補助対象期間	・事業交付決定日から交付決定日が属する年度の2月28日までに支払った経費
備考	・交通費の算定については、「福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例」に準じるものとする。 ・航空費は、経済的かつ合理的な経路、方法で、エコノミークラスの運賃を限度とし、実際に要した額とする。 ・鉄道費は、経済的かつ合理的な経路、方法の旅客運賃等とし、グリーン席は除く。 ・宿泊費の算定については、「福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例」に準じるものとする。ただし、実際に要した額が条例に規定する宿泊費を超えない場合は、その額とする。